

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 19 年 2 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示
○ 消毒方法等の実施……………(畜 産 課) 1

告 示

熊本県告示第 110 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 9 条の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場（飼養羽数が 1,000 羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、消毒の実施を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 15 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 消毒を実施すべき者
飼養羽数が 1,000 羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者並びに家畜防疫員が必要と認める農場の所有者
- 3 実施すべき事項
消石灰の農場内散布
- 4 実施時期
平成 19 年 2 月 13 日から 2 月 28 日までの間

